

## 福岡県次期総合計画策定支援業務 企画提案公募要領

この要領は、本提案に参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたもので、提案者は以下の事項を熟知し、企画・提案を行うこととする。

### 1 企画提案公募の目的

福岡県では、県の目指す姿及び県政の各分野における施策の方向を示し、県の行政運営の指針となる「福岡県総合計画（計画期間：令和4年度～令和8年度。まち・ひと・しごと創生法第9条に規定される都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略としても位置付けている。）」を策定している。

次期総合計画（計画期間：令和9年度～令和13年度（予定。）」の策定に当たっては、国の動向や社会経済情勢の変化・今後の見通し、他都道府県等における総合計画の特徴的な内容を調査・把握するなどし、EBPMの観点も踏まえたうえで、施策の確実かつ効果的な進捗が図られるよう、計画内容を検討していく。

また、本県の人口の社会増減数は、全体では転入超過であるものの、東京圏（埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県）に対しては転出超過となっており、特に10代・20代の若者世代の転出が著しい状況である。そうした若者世代の認識や考えを捉えた上で、取り組んでいくべき施策の検討を行うことを目的に、若者世代の意見を聴取する会議を開催する。

本業務は、上記内容を委託するものであり、民間事業者等の知識・ノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に本業務を実施するため、企画提案公募により委託事業者を募集する。

### 2 委託業務の概要

#### (1) 委託業務名

福岡県次期総合計画策定支援業務

#### (2) 委託業務内容

別添「福岡県次期総合計画策定支援業務仕様書」を参照

#### (3) 委託上限額

12,351千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 委託上限額を超える見積額で提案した者は失格とする。

### 3 委託者

福岡県

### 4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

## 5 委託金の支払時期

委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払いとする。

ただし、事業終了前であっても、協議等により本県が必要と認める場合は、委託金の一部又は全部を概算で支払う。

## 6 応募資格

次の要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者。
- (3) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- (5) 当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 監督官庁から業務停止処分又は業の免許もしくは登録の取消処分を受けていないこと。
- (8) 過去において、国・地方公共団体と本業務に類似する業務の契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績があること。
- (9) 業務の実施に当たり、協力して業務を行う事業者がある場合は、当該事業者についても上記（1）～（8）を満たしていること。

## 7 採択者数

1者

## 8 企画提案公募スケジュール

- (1) 質問受付期限  
令和8年4月7日（火） 12：00まで
- (2) 質問回答  
令和8年4月10日（金）
- (3) 応募書類の提出期限  
令和8年4月16日（木） 17：00まで

(4) プレゼンテーション及び審査

日 時：令和8年4月22日（水）

実施場所：福岡県庁8階 政策企画部会議室（オンラインでの実施も可）

※ 審査の日時及び場所等は、4月17日（金）までに提案者に連絡する。

(5) 審査結果通知

令和8年4月下旬予定

(6) 契約締結

令和8年5月予定

9 公募説明会

公募説明会は行わない。

10 質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、次のとおり受け付ける。

(1) 提出方法

「質問票」（様式第1号）を電子メール（16 問合せ先 参照）により、令和8年4月7日（火）12：00までに提出すること。提出後は、必ず電子メールを送信した旨を電話で連絡すること。なお、簡易なことであっても、電話及び口頭による質問は受け付けない。

(2) 回答方法

質問者を匿名化し、令和8年4月10日（金）までに本県ホームページに掲載する。  
なお、公平性の確保、公正な選考を妨げるおそれがある質問には回答できない。

11 応募方法

(1) 応募書類

ア 企画提案応募申込書（様式第2号）	1部
イ 参加資格申出書（様式第3号）	1部
ウ 提案者となる企業等概要表（様式第4号）	1部
エ 企画提案書（別紙1を参照のこと）	10部

(2) 応募締切

令和8年4月16日（木）17：00必着

(3) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

応募書類は、持参（平日9：00から17：00まで）又は郵送、宅配便等により、イの提出先に提出すること。

また、後日、PDF データもメールで提出すること。

## イ 提出先

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県 政策企画部 企画総務課 総合計画班  
電話番号 092-643-3158  
E-mail keikaku-suishin@pref.fukuoka.lg.jp

## 12 企画提案書作成について

### (1) 作成要領

別紙1のとおり

### (2) 注意事項

- ア 別添「福岡県次期総合計画策定支援業務仕様書」の内容に基づき作成すること。
- イ 提出された企画提案書等は、委託先の選定のみ使用する。
- ウ 企画提案書等に係る著作権は提案者に帰属する。ただし、本県は公表等に必要な場合には、提案者の承諾を得ずに提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- エ 企画提案書作成及びこれに係る付帯作業の経費等は、提案者の負担とする。
- オ 提出された企画提案書等については、返却しない。
- カ 採択後であっても、提案者の都合により、記載内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。

## 13 委託先候補者の選定について

「福岡県次期総合計画策定支援業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、最も優秀な提案を行った1者を次のとおり選定する。

### (1) 審査会について

- ア 各提案者、企画提案書を基に、説明15分、質疑応答10分の合計25分とする。
- イ 開始時間及び開催方法の詳細については、一次審査通過者に別途通知する。
- ウ 出席者数は提案者の統括責任者と主たる担当者を含め2名までとする。

### (2) 評価方法

別紙2のとおり

### (3) 選定

- ア 企画提案書の内容について、選定委員会を構成する委員ごとに、別紙2の配点に基づき採点し、合計得点が300点以上<sup>(※1)</sup>であった者のうち、最も合計得点の高い提案を行った者を委託先候補者として選定する。

※1：100点×委員5名×0.6＝300点

- イ 上記①の結果、最高点が複数者あった場合は、選定委員会の協議により1者を委託先候補者として選定する。
- ウ 提案者が1者のみであった場合は、合計得点が300点以上であることをもって、当該1者を委託先候補者とする。
- エ 審査に参加した全ての提案者に対し、審査結果を電子メールにて令和8年4月下旬

句を目途に通知する。

オ 応募者がいない場合には、公募を中止して業務内容等を再検討する。

#### (4) 失格事由

応募者が次の各事項のいずれかに該当する場合は失格とし、プレゼンテーションの実施を認めない。

ア 応募資格を満たさない場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 本県の職員や選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選考結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

### 14 契約締結について

(1) 本県は、委託先候補者と具体的な委託業務内容等について協議を行い、合意に達した場合に限り、委託契約を締結するものとする。

(2) 委託業務内容は、委託先候補者が提出した企画提案書をベースとするが、契約協議の過程で、本県が内容の修正を求められることがある。

(3) 協議は、委託先候補者としての順位の上位の候補者から行き、合意に至らない場合は、次順位の委託先候補者と協議を行うものとする。

(4) 選定された企画提案書類に基づき作成された仕様書により、委託先候補者に対して、見積の依頼を行う。なお、仕様書を作成する際に、その内容について、本県と委託先候補者において協議を行うものとする。

(5) 契約に当たっては、福岡県財務規則第 169 条第 1 項の規定に基づき契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約保証金として契約締結までに本県に納めること。この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還する。なお、本県を被保険者とする履行保証契約を保険会社と締結した場合や過去 2 年間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む）と類似又は同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合等、契約保証金が減免される場合がある。

(6) 委託料は事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷費、謝金、保険料等）を含むものとする。

(7) 契約に当たっては、所定の様式の暴力団排除に関する誓約書を提出すること。契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明したときは、当該契約を解除するとともに違約金を徴収する。

### 15 その他

(1) 企画提案書の提出は、1 者につき 1 件に限る。

(2) 企画提案書等の提出後、企画提案書の差替、訂正、追加及び再提出はできない。た

だし、本県から指示があった場合を除く。

- (3) 企画提案書等の提出後、本県が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (4) 本要領に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合、本県の判断により決定を行う。提案者は、その内容に同意できない場合は応募及び提案内容を撤回できるが、本県は応募に要した一切の費用は負担しない。
- (5) 応募後に辞退する場合は、その旨速やかに連絡するとともに、「応募参加辞退届（様式第5号）」を提出すること。
- (6) 本県は企画提案書の管理について万全の注意を払うが、天災、その他の不慮の事故に基づく破損や紛失については一切の責任を負わない。

## 16 問合せ先

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県 政策企画部 企画総務課 総合計画班

電話番号 092-643-3158

E-mail keikaku-suishin@pref.fukuoka.lg.jp